

5 地球温暖化対策の推進

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、環境省

【提案項目】

1 地球温暖化対策計画の早期策定等

【提案内容】

項目1 新たな温室効果ガス削減目標を盛り込んだ、地球温暖化対策計画を早期に策定し、国・地方の役割を明確にした具体的なロードマップを示すこと。また、その役割を踏まえて策定する「地方公共団体実行計画」の実施に当たって必要な財源措置を講じること。

【提案理由】

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県は、国の地球温暖化対策計画に即して、「地方公共団体実行計画」を策定するものとされているが、国では、地球温暖化対策計画の策定期限を明らかにしていない。国と地方が連携を図りながら地球温暖化対策を効果的に推進するためには、国において、新たな温室効果ガス削減目標を踏まえた地球温暖化対策計画を早期に策定し、国・地方の役割分担を明確にした具体的なロードマップを示すことが不可欠である。

さらに、地方自治体が策定した計画に基づいて実施する温暖化対策を実効性あるものにするためには、温暖化対策のための適切な財源が地方に配分されることが不可欠である。

【本県での取組状況等】

○ 地球温暖化対策計画の内容と現状

本県では、平成21年7月に地球温暖化対策推進条例を制定し、同条例第7条に基づき、22年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定した。この計画に基づき、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、本県の削減目標として「2020年（平成32年）の温室効果ガスを1990年（平成2年）比で25%削減することを目指す」こととしている。（国の目標値が変更された場合は、それを基に本県の目標値も見直すこととしている。）

本県の2012年度（平成24年度）の県内の温室効果ガス総排出量は、7,656万トン（二酸化炭素換算）で、京都議定書の基準年である1990年（平成2年度）と比べると、4.6%増加している。

○ 本県における温暖化対策の取組状況

ア 大規模排出事業者の温暖化対策の支援

- ・温暖化対策計画書制度の運用（平成22年度～）

一定規模以上の事業活動・建築物・開発事業について、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した温暖化対策計画書の提出を求め、温室効果ガス削減対策を促進している。

イ 中小規模事業者の省エネ対策への支援

- ・無料省エネ診断の実施（平成22年度～）

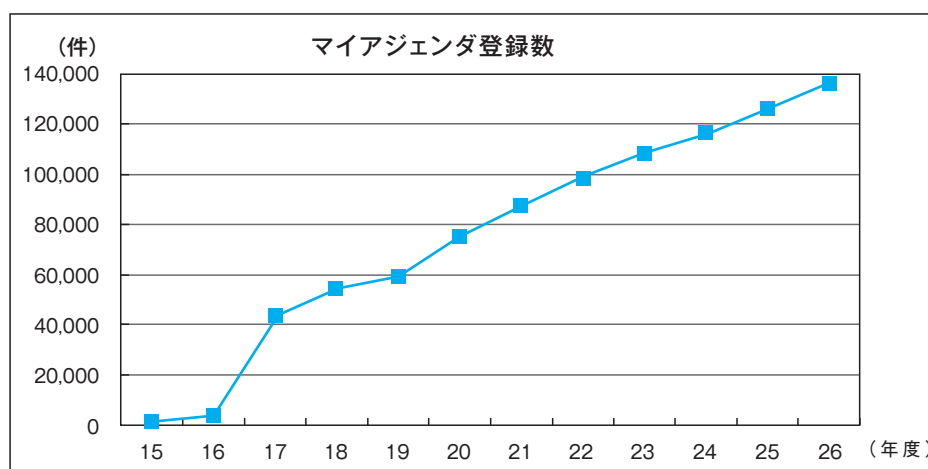
省エネの知識・経験が豊富なエネルギー管理士が事業所を訪問し、電気やガスなどの使用状況や設備の運転管理状況を診断して、省エネに向けた技術的助言を実施している。

ウ 家庭部門の温暖化対策（普及啓発等）

- ・マイアジェンダ制度の普及拡大

県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、県民のライフスタイルの転換を促すため、県民等にマイアジェンダ制度（※）の普及を図っている。

※マイアジェンダ制度：県民、企業等が環境配慮に向けて自主的に取組む内容を選択し、登録することにより実践行動に結びつけるもので、平成26年度末時点で約13万5千件が登録している。



(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課)